

令和7年度 長崎県立奈留高等学校 いじめ防止基本方針

第1 いじめ防止に向けた本校の組織概要

< 基本的な考え方 >

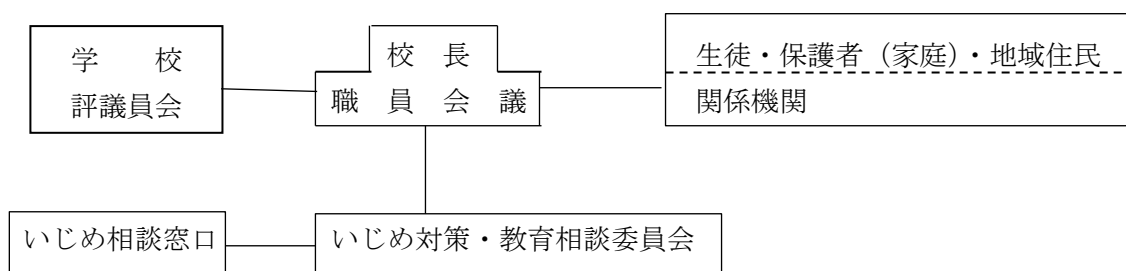
いじめは、絶対に許されない卑怯な行為であるにもかかわらず、どの学校にも起こりうるという認識のもと、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促していく。また、学習や資格取得、学校行事や部活動など、あらゆる教育活動において、生徒が自己肯定感を持つと同時に、他者の存在を認め、お互いの人格を尊重し合えるような学校づくりに努める。そして、開かれた学校において、生徒の人間性を高めていくことができるよう、人間愛と生徒理解に基づいた、きめ細やかな取組を、学校・保護者（家庭）・生徒が一丸となっていく。

< 基本方針で目指す生徒像 >

- (1) 基本的な生活習慣を身につけた、自立した人間
- (2) 正しい判断力を持ち、責任ある行動をとることができる社会性のある人間
- (3) 困難に耐える忍耐力を持ち、他人の立場や心情を理解できる、思いやりのある人間

< いじめ防止対策へ向けた取組 >

運営機構



- ① いじめ相談窓口
学級担任、カウンセラー、養護教諭、部活動顧問、他
- ② いじめ対策委員会（教育相談委員会も含む）
構成委員：校長、教頭、生徒指導主事（生徒育成部主任）、カウンセラー、教務主任、各学年主任、当該学級担任、養護教諭、いじめ等の相談を受けた担当者、外部委員（いじめ対策のみ）
- ③ 学校評価 いじめの予防・早期発見及びいじめに対する措置について学校評価の評価項目に位置づけて評価を行い、学校評議員会へ報告する。

< 保護者・関係機関との連携 >

連携を図る関係機関

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、近隣の高校や中学校、警察、法務局、医師、県教育委員会児童生徒支援課、他

第2 学校の取り組み

< いじめの予防に向けて >

- (1) ホームルーム活動、容儀検査などの集会、学校行事などにおいて、生徒の様子を観察・把握する。
- (2) 人権・同和教育、いじめ根絶集会、情報モラルマナー指導を実施する。
- (3) 小中高合同行事（歓迎遠足、体育大会、かるた・百人一首大会）や年2回の球技大会などを通じ、生徒の交流を図る。
- (4) ボランティア活動を積極的に支援する。

< いじめの早期発見に向けて >

- (1) 年に2回以上、いじめと学校生活に関する調査を実施する。
- (2) 年に2回以上の三者面談、2回以上の個人面談を実施する。
- (3) 生徒、保護者が相談しやすい相談窓口を設け、周知徹底する。
- (4) 生徒情報交換会・学年会を定期的実施し、教職員の共通理解を図る。
- (5) 校内外の巡視を組織的に行い、生徒と心のふれあいを持ち、観察に努める。
- (6) 相談内容はすべて詳細に記録し、いじめ対策・教育相談委員会へ報告する。

< いじめに対する措置 >

- (1) いじめが発生した場合には、組織的かつ迅速に対応し、いじめに関わった生徒へ教育的指導を行う。
- (2) アンケート調査を実施し、いじめの実態を把握する。また、アンケートの結果によっては、事実を確認し、個別面談を行う。
- (3) 加害生徒・被害生徒の双方から聞き取りを実施し、その結果により全校集会などの必要性を検討する。
- (4) 保護者へ説明し、協力を依頼する。
- (5) いじめの内容によっては、関係機関へ連絡し、協力を依頼する。特に、犯罪性のあるものについては、学校警察連絡協議会の制度を活かし、警察と連携する。
- (6) 特に配慮が必要な生徒（障害のある生徒、海外から帰国した生徒などの外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、被災生徒など）に対して、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を行う。
- (7) 重大事態が発生した場合は、「長崎県いじめ防止基本方針」に定める「重大事態への対処」に従い、適切に対応する。
- (8) いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、被害生徒及び加害生徒については、日常的に注意深く観察を行う。

第3 保護者（家庭）の取り組み

< いじめの予防に向けて >

- (1) 子どもにとって、自分の居場所があり、安心して暮らせる家庭環境をつくる。
- (2) 学校での出来事や友人関係など、子どもに関心を持ち、普段からのコミュニケーションを大切にする。

- (3) いじめは絶対にしてはならないということはもとより、人への接し方の善し悪しなど、家庭でも人権に関する話をする。

< いじめの早期発見に向けて >

- (1) 子どもに関心を持ち、普段の様子を観察し、異変に気づけるようにする。
(2) 子どもが自分の思いや、置かれている状況を話せるように、注意深く見守る。
(3) 日頃から、コミュニケーションをとり、子どもの話は最後まで聞くようにする。

< いじめに対する措置 >

- (1) 子どもの気持ちを大切にし、心の声が聞こえるよう、しっかりと耳を傾ける。子どもに無理を強いることはしない。
(2) 保護者が抱え込まず、学校や相談機関に相談する。
(3) 学校や専門機関と対応策について話し合いながら、冷静かつ迅速に対応する。

第4 生徒の取り組み

< いじめの予防に向けて >

- (1) 自らが仲間を思いやる気持ちで生活し、進んでコミュニケーションをとる。
(2) 人が嫌がることをしない。悪口を言わない。
(3) 自分の気持ちを優先せず、仲間の立場や気持ちを考えた行動をする。
(4) 年に1度全校集会を開催し、いじめ根絶宣言をする。

< いじめの早期発見に向けて >

- (1) 一人ひとりが周囲に関心を持ち、関わりを持つなかで、お互いに目を配るようにする。
(2) 普段から、お互いに挨拶などコミュニケーションをとり、孤立していたり、様子がおかしいことに気づけるようにする。
(3) 行事などを通して、異学年間の交流を図り、生徒同士で相談しやすい環境を作る。

< いじめに対する措置 >

- (1) いじめられていることを、思い出したり話したりすることが嫌な人もいれば、誰かに相談に乗ってもらいたい人もいる。その人の気持ちに寄り添って、親身になって接する。
(2) 自分たちで解決できないこともあるから、早期の解決に向けて先生や保護者に相談する。決して見て見ぬ振りをしない。
(3) いじめを絶対に繰り返さないよう、皆で理解を深め合う。

附則 この方針は平成26年4月1日から施行する。
この方針は平成30年4月1日から執行する。
この方針は令和4年4月1日から施行する。